

平成20年8月25日(月)開催

## 総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分  
会議室 総務委員会室

### ○開会

#### 1付託事件

#### 2協議又は報告事項

- (1) 平成20年度9月補正予算協議額について
- (2) (株)セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定の締結について
- (3) 第41回(平成20年度)岡山県三木記念賞及び同助成金受賞者の決定と授与式の挙行について
- (4) 国土形成計画について
- (5) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例(仮称)案に対する意見募集について
- (6) その他

### ○次回の委員会

- ・平成20年8月27日(水)午前10時30分~

### ○閉会

平成20年度9月補正予算協議額一覧表

(単位:百万円)

区分		既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	合計 (A)+(B)
一般会計	A 義務的経費	( 235,234 ) 243,084	( )	( 235,234 ) 243,084
	B 公共	( 1,517 ) 37,407	( )	( 1,517 ) 37,407
		( 17 ) 3,551	( )	( 17 ) 3,551
	事業費	( 4,458 ) 16,632	( )	( 4,458 ) 16,632
		( 7,196 ) 21,481	( 141 ) 356	( 7,337 ) 21,837
	D 基準行政運営費	( 191,987 ) 235,606	( )	( 191,987 ) 235,606
		( 25,178 ) 30,344	( )	( 25,178 ) 30,344
	E 単県行政施策費	( 39,050 ) 95,758	( △ 140 ) △ 221	( 38,910 ) 95,537
	一般会計の計	( 504,637 ) 683,863	( 1 ) 135	( 504,638 ) 683,998
特別会計の計		273,980	367	274,347
合計		( 504,637 ) 957,843	( 1 ) 502	( 504,638 ) 958,345
企業会計の計		12,787		12,787

( )は一般財源

平成20年度9月補正予算協議額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

区分	既定予算額 (A)	補正協議額 (B)	合計 (A)+(B)
総務部	( 194,809 ) 206,785	( )	( 194,809 ) 206,785
企画振興部	( 9,005 ) 17,399	( )	( 9,005 ) 17,399
生活環境部	( 5,820 ) 6,387	( )	( 5,820 ) 6,387
保健福祉部	( 79,348 ) 90,815	( )	( 79,348 ) 90,815
産業労働部	( 8,536 ) 12,049	( )	( 8,536 ) 12,049
農林水産部	( 19,696 ) 45,285	( 1 ) 1	( 19,697 ) 45,286
土木部	( 17,527 ) 85,802	( )	( 17,527 ) 85,802
警察本部	( 41,698 ) 46,266	( ) 134	( 41,698 ) 46,400
教育委員会	( 125,064 ) 169,931	( )	( 125,064 ) 169,931
諸局	( 3,134 ) 3,144	( )	( 3,134 ) 3,144
合計	( 504,637 ) 683,863	( 1 ) 135	( 504,638 ) 683,998

( )は一般財源

(株)セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化  
包括連携協定の締結について

この度、(株)セブン-イレブン・ジャパンと相互の連携を強化し、岡山県内における地域の一層の活性化を図る包括連携協定を締結することとし、下記のとおり締結式を行うこととなりましたので報告します。

記

1 協定の概要

(1) 趣旨

地産地消、健康増進、高齢者支援、環境問題等の取組において、相互の連携を強化し、岡山県内における地域の一層の活性化に資する。

(2) 主な連携事項

- ①地産地消及び岡山県オリジナル商品の販売・キャンペーンの実施に関する事。
- ②岡山県産の農林水産物、加工品及び工芸品の販売に関する事。
- ③健康増進・食育に関する事。
- ④高齢者支援に関する事。
- ⑤子ども・青少年育成に関する事。
- ⑥観光情報・観光振興に関する事。
- ⑦環境問題対策に関する事。
- ⑧地域・暮らしの安全・安心に関する事。
- ⑨災害対策に関する事。

2 締結式

(1) 日 時 平成20年9月4日（木）11：30～12：10

(2) 場 所 県庁3階大会議室

(3) 出席者

- ・(株)セブン-イレブン・ジャパン：代表取締役社長最高執行責任者 山口俊郎<sup>やまぐちとしろう</sup> 他
- ・岡 山 県：知事 石井正弘 他

(4) 次 第

- ・開式
- ・協定書署名
- ・あいさつ
- ・閉式
- ・「晴れの国おかやまフェア（県内約190店舗：9月5日～）」の発表・地産地消弁当の試食会

## 第41回（平成20年度）岡山県三木記念賞及び同助成金 受賞者の決定と授与式の挙行について

### 1 事業の概要及び経過

#### (1) 岡山県三木記念事業

故岡山県知事三木行治氏が受賞されたマグサイサイ賞の賞金を原資として広く一般から浄財を募り、岡山県三木記念事業基金を設け、同氏の業績をたたえるとともに、その人間愛に満ち公共奉仕に徹した精神を生かす目的で、地域社会の発展に貢献したものを見彰し（個人）又は助成する（団体）ものである。

なお、昭和43年が第1回であり、本年度が第41回である。

#### (2) 受賞者決定までの経過

- ・4月14日（月） 実施要領発表
- ・5月19日（月） 推薦締切り

<候補者（団体）数>	
三木記念賞の部	8人
三木記念助成金の部	12団体

- ・7月3日（木） 第1回運営審議会……受賞候補者選考の諮問
- ・7月31日（木） 第2回運営審議会……受賞候補者の選考及び答申

### 2 第41回（平成20年度）岡山県三木記念賞及び同助成金受賞者

#### (1) 岡山県三木記念賞（表彰状・メダル及び賞金30万円）

部 門	氏 名	年齢	役 職 等
行 政	該当なし		
社 会	おおつき しげる 大月 茂	80	(財)岡山県身体障害者福祉連合会副会長
産 業	わたなべ じゅんぞう 渡邊 醇造	82	白菊酒造株式会社相談役
文 化	たかはし しゅう 高橋 秀	78	倉敷芸術科学大学教授
国際親善	該当なし		

#### (2) 岡山県三木記念助成金（表彰状及び助成金50万円）

部 門	団 体 名	代 表 者
行 政	該当なし	
社 会	山陽新聞社地域ふれあい事業 「金婚夫婦お祝いの集い」実行グループ	代表取締役社長 越宗 孝昌
産 業	株式会社メイト	代表取締役社長 赤岩 修次
文 化	該当なし	
国際親善	該当なし	

### 3 授与式

(1) 日 時 平成20年9月3日（水）午前11時から

(2) 場 所 岡山市古京町1-1-10

岡山衛生会館「5階中ホール」

# 三木記念賞

## 社会部門

新見市草間

おお つき

しげる

大月

茂 (80歳)

### 1 主な経歴

昭和 47年	1月	新見市消防団東部分団長（昭和52年11月まで）
昭和 49年	4月	新見市身体障害者福祉協会理事（現在に至る）
昭和 50年	8月	新見市農業委員（昭和60年7月まで）
昭和 63年	4月	岡山県身体障害者相談員（平成20年3月まで）
平成 2年	4月	新見市社会福祉協議会理事（平成17年3月まで）
平成 2年	5月	新見市身体障害者福祉協会長（現在に至る）
平成 3年	7月	(財)岡山県身体障害者福祉連合会理事（平成7年6月まで）
平成 7年	7月	(財)岡山県身体障害者福祉連合会副会長（現在に至る）
平成 11年	9月	岡山県身体障害者相談員協議会副会長（平成20年8月まで）

### 2 功績の概要

氏は、昭和49年から新見市身体障害者福祉協会の役員として、障害者の更生援護活動に献身的な取り組みを続け、現在は岡山県身体障害者福祉連合会副会長として、障害者の先頭に立って、障害者福祉の向上に努めている。

なかでも、身体障害者のスポーツを通した社会参加促進、過疎地域の障害者・高齢者の移送サービス事業の立ち上げなどに格別に尽力した。

さらに、昭和63年から身体障害者相談員となり、平成20年3月まで勤められ、平成11年度からは岡山県身体障害者相談員協議会の副会長に就任し、研修会の開催等により相談員の資質向上に尽力されるなど岡山県の障害者福祉の向上に多大なる貢献を果たしており、その功績は顕著である。

# 三木記念賞

## 産業部門

高梁市成羽町

わた なべ じゅん ぞう

渡邊 醇造 (82歳)

### 1 主な経歴

- |          |    |                                |
|----------|----|--------------------------------|
| 昭和38年    | 2月 | 株式会社渡邊酒造代表取締役                  |
| 昭和44年    | 4月 | 成羽町消防団長（昭和45年11月まで）            |
| 昭和45年11月 |    | 成羽町長（昭和49年10月まで）               |
| 昭和48年11月 |    | 成羽大関酒造株式会社代表取締役（平成3年2月まで）      |
| 昭和55年    | 4月 | （協）岡山県産酒容器流通センター理事長（平成12年8月まで） |
| 平成2年     | 5月 | 岡山県酒造組合連合会会长（平成12年8月まで）        |
| 平成2年     | 5月 | 岡山県酒造協同組合理事長（平成12年8月まで）        |
| 平成3年     | 2月 | 備北信用金庫理事長（平成9年4月まで）            |
| 平成19年    | 4月 | 白菊酒造株式会社取締役会長（平成19年8月まで）       |
| 平成19年    | 8月 | 白菊酒造株式会社相談役（現在に至る）             |

### 2 功績の概要

氏は、成羽大関酒造株式会社（現在の白菊酒造株式会社）の代表者時には、岡山県酒造組合連合会会长、岡山県酒造協同組合理事長など酒造業界における要職を歴任するとともに（協）岡山県産酒容器流通センターを設立し、構造改善として6本入りP箱容器の共同リサイクル事業を日本で最初に行うなど日本酒の普及と酒造業界の発展に尽力した。

また、成羽町消防団長、備北信用金庫理事長等、備中地域における多数の公職を勤め、成羽町長時代には、ユニチカ成羽株式会社や現住友電工焼結合金株式会社の企業誘致を行うなど、地域の産業振興と雇用確保をはじめ岡山県の発展に多大なる貢献を果たしており、その功績は顕著である。

# 三木記念賞

## 文化部門

倉敷市玉島

たか はし

しゅう

高 橋

秀 (78歳)

### 1 主な経歴

- 昭和38年 イタリア政府招聘留学生として渡伊  
平成 8年 倉敷芸術科学大学教授（現在に至る）  
平成13年 第1回全国高校生現代アートビエンナーレ展開催  
（隔年開催 平成19年度第4回開催）  
平成16年 母と子のアート教室「アトリエG Aga」開設  
平成17年 倉敷現代アートビエンナーレ西日本開催  
平成17年 第1回沙美アートフェスト開催  
（毎年開催 平成20年度第4回開催）  
平成18年 「秀桜基金留学賞」設立

### 2 功績の概要

氏は、昭和36年、絵画家の登竜門である「安井賞」を受賞し、昭和38年からはイタリアに渡り、ローマを拠点に各種展覧会への出品や各地での個展開催を続ける一方、岡山県市町村振興センターやマービーふれあいセンターにモニュメントを作成するなど、幅広い活動をしている。

また、平成8年に倉敷芸術科学大学教授に就任後は、「全国高校生現代アートビエンナーレ」等の開催に中心的な役割を果たし、後進の育成に努めるとともに倉敷市玉島に居住してからは母と子のアート教室の開設や「沙美アートフェスト」の開催など、地域との関わりを大切にした活動に力を注いでいる。

さらに、私費を投じ「秀桜基金留学賞」を設け、若手芸術家の海外留学への支援を行っている。

氏は、60余年の永きにわたり創作活動に情熱を傾け、数々の作品を発表するとともに後進の育成にも熱心に取り組んできており、岡山県の文化向上に貢献した功績は顕著である。

# 三木記念助成金

## 社会部門

名称 山陽新聞社地域ふれあい事業  
「金婚夫婦お祝いの集い」実行グループ  
代表者 代表取締役社長 越宗 孝昌  
所在地 岡山市柳町2丁目1番1号

### 1 概要

山陽新聞社が創刊120周年記念の地域ふれあい事業として、健康で生きがいのある長寿社会を目指し金婚式を迎えた夫婦を対象に、平成11年に第1回「金婚夫婦お祝いの集い」を県内4会場で開催した。

以後毎年、県内3~5会場で実施しており、今年で第10回目となる。

### 2 業績

当社は、激動の半世紀を共に支えあい、仕事に子育てに汗を流し、地域社会の発展に懸命に努力してきた方々を、金婚という節目で顕彰し、労をねぎらい感謝する式典を開催し、毎年1500組を超す夫婦が参加され、10年間で1万3300組が祝福を受けている。

式典の模様や出席者全員の氏名が詳しく山陽新聞紙上で紹介され、金婚式を迎える当人たちだけでなく、家族や知人、地域ぐるみの慶事にまで広がりをみせており、長寿社会に展望を開くうえで非常に意義深く地域文化・福祉の向上に多大な貢献をするとともに地域社会の発展に大きく寄与している。

# 三木記念助成金

## 産業部門

名 称 株式会社メイト  
代表者 代表取締役社長 赤岩 修次  
所在地 和気町佐伯 526-3

### 1 概要

株式会社メイトは、「微粉碎加工技術」、「樹脂との混合、混練技術」等のコア技術を応用し、他社に先んじて各種複合材の開発を行っている研究開発企業であり、主要製品であるプラスチックマグネットでは、国内シェア70%、世界シェア30%を占めており、複合材の岡山発のオシリーワン企業である。

### 2 業績

当社は、プラスチックマグネットの専門メーカーとしてコア技術を応用して、新材料の開発に積極的にチャレンジし、これまでにない機能をもった材料を開発する時代に1歩先んじた研究開発型企業として世界トップシェアを誇るに至っている。

また、成型時に発生するロス材のクローズドリサイクルを目指した開発や環境負荷の少ない材料で代替する高比重材料の開発を行うなど廃棄物の削減やクリーンエネルギーの実現等の環境保全に貢献しており、その独創的で先進的な研究開発により高度なもの作り技術を確立し科学技術の発展及び地域産業の活性化に寄与している。

## 国土形成計画について

国土計画については、国土総合開発法に基づき、これまで5次にわたり全国総合開発計画が策定されていたが、開発基調・量的拡大を志向する全国総合開発計画の制度を抜本的に見直すため、平成17年12月に関係法令を一部改正して、国土形成計画法（以下「法」という。）を施行し、成熟型社会に対応した新たな国土形成計画を策定することとされた。

計画の策定に当たっては、今後概ね10ヶ年間における国土づくりの方向性を示す「全国計画」に加えて、国と地方の協働による8つの広域ブロックのビジョンづくりを目指す「広域地方計画」の策定が制度化されている。

なお、全国計画は国が、広域地方計画は広域地方計画区域ごとに設置した広域地方計画協議会における協議を経て国土交通大臣が定めることとなっており、県はその広域地方計画協議会の構成員として協議に加わる。

### 1 全国計画の策定

#### （1）全国計画の決定

平成20年2月13日の国土審議会において政府原案了承の答申がされ、平成19年度中の閣議決定を予定していたが、道路特定財源議論の影響で閣議決定時期が遅れ、平成20年7月4日に閣議決定された。

#### （2）全国計画の概要

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることを基本的な方針として、その実現のため、①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承の4つの戦略的目標、各分野別施策の基本的方向等を定めている。

### 2 中国圏広域地方計画の策定

#### （1）広域地方計画の区域

平成18年6月に国土審議会圏域部会において、広域計画の区域が現行の第5次全総と同じ「中国5県」として取りまとめられ、平成18年7月、広域地方計画区域を定める政令により決定。

(2) プレ広域地方計画協議会（事務局は国土交通省中国地方整備局）

全国計画決定後、1年以内を目途に広域地方計画を策定することとなっていることから、法に基づく協議会の設立に先立ち、平成18年11月に中国圏プレ広域地方計画協議会が設置され、中国地方の広域地方計画の策定準備が進められてきた。

(3) 中国圏広域地方計画協議会（事務局は国土交通省中国地方整備局）

全国計画が閣議決定されたのを受けて、平成20年8月13日、法に基づく中国圏広域地方計画協議会（国の地方行政機関、中国5県等地方公共団体、経済団体で構成する協議会）が設置された。

(4) 今後の取組

中国圏広域地方計画協議会においては、圏域の将来像を実現するための圏域の特色を生かした具体的な取組など、独自性のある計画づくりに向けた検討及び協議を進め、ロック内市町村や有識者等の意見を踏まえ、計画原案を作成し、パブリックコメントを実施したうえで計画を策定する予定である。

# 国土形成計画(全国計画)について

## 国土形成計画の枠組み

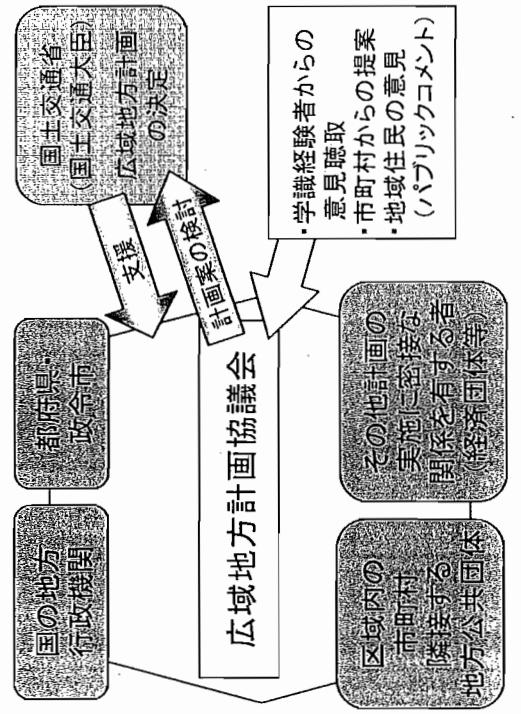
根拠法: 国土形成計画法  
(国土総合開発法の抜本改正により平成17年に成立)

- 長期的な国土づくりの指針(閣議決定)
- 地方公共団体から国への計画提案制度



## 広域地方計画

- 国と地方の協働による広域ブロックづくり
- ・ 国、地方公共団体、経済団体等で広域地方計画協議会を組織
- ・ 計画の策定に向けて、同協議会において各主体が対等な立場で連携・協力

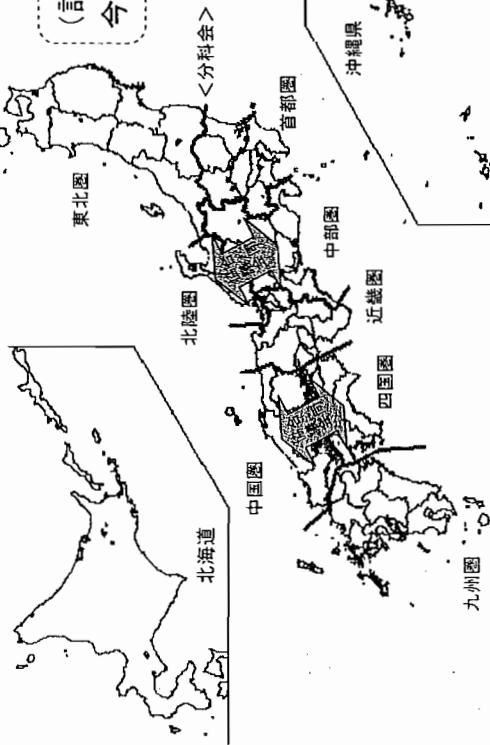


- 量的拡大「開発」基調から「成熟社会型の計画づくり」へ
- 国主導から二層の計画体系(分権型の計画づくり)へ

## 新しい国土像

多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る

(計画期間)  
今後概ね10ヶ年間



- 広域ブロックごとに特色ある戦略を描く
- 各ブロックが交換・連携、相乗効果による活力
- 各地域が相互に補い合って共生
- 文化・伝統や個性ある景観など美しい国土の再構築

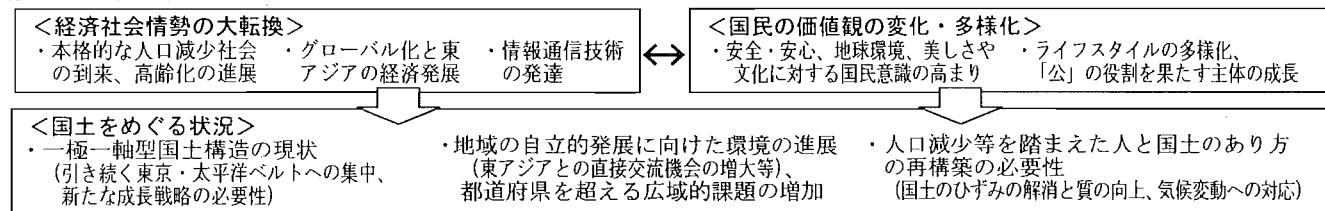
このためブロックの外に向かっては、とりわけ、

- ・東アジア等との交流・連携
- ・太平洋のみならず、日本海及び東シナ海の活用
- ・成長エンジンとなる都市・産業の強化
- ・各地域が連携、相互補完
- ・地域の総合力を結集し、安心して暮らせる生活圏域を形成

# 国土形成計画（全国計画）の概要

## 第1部 計画の基本的考え方

### 第1章 時代の潮流と国土政策上の課題



### 第2章 新時代の国土構造の構築

#### ＜新しい国土像＞

「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」

- ・各広域ブロックが、東アジア等との交流・連携、資源を活かした特色ある地域戦略の展開により、成長力を強化
- ・各地域が魅力を発揮するとともに、相互に補い合って共生し、美しく信頼され質の高い「日本ブランドの国土」を再構築
- ・このため、成長エンジンとなる都市・産業の強化、ブロック内外の交流・連携の促進、多様な主体の協働による地域力の結集

#### ＜自立的な広域ブロック形成に向けた国と地方の協働＞

- ・広域地方計画の策定
- ・官民による地域戦略を支え実現する支援等の総合的支援
- ・地方分権等の環境整備

#### ＜計画期間＞

・今後概ね10ヶ年間

### 第3章 新しい国土像実現のための戦略的目標

----- (グローバル化や人口減少に対応する国土の形成) -----

----- (安全で美しい国土の再構築と継承) -----

#### （1）東アジアとの円滑な交流・連携

- ①東アジアネットワーク型の産業構造下における我が国産業の強化
- ②東アジアの共通課題への取組、文化交流、人材育成
- ③円滑な交流・連携のための国土基盤の形成

#### （3）災害に強いしなやかな国土の形成

- ①減災の観点も重視した災害対策の推進
- ②災害に強い国土構造への再構築

#### （2）持続可能な地域の形成

- ①持続可能で暮らしやすい都市圏の形成
- ②地域資源を活かした産業の活性化
- ③美しく暮らしやすい農山漁村の形成と農林水産業の新たな展開
- ④地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進

#### （4）美しい国土の管理と継承

- ①循環と共生を重視し適切に管理された国土の形成
- ②流域圏における国土利用と水循環系の管理
- ③海域の適正な利用と保全
- ④魅力あふれる国土の形成と国土の国民的経営

#### （5）「新たな公」を基軸とする地域づくり（横断的視点）

- ①「新たな公」を基軸とする地域づくりのシステム
- ②多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

### 第4章 計画の効果的推進

- (1) 国土基盤投資の方向性 (2) 国土情報の整備・利活用と計画のモニタリング (3) 計画関連諸施策の点検等 (4) 国土利用計画との連携

## 第2部 分野別施策の基本的方向

### 第1章 地域の整備

- (1) 住生活の質の向上及び暮らしの安全・安心の確保（中古住宅市場整備等）
- (2) 暮らしやすく活力ある都市圏の形成（集約型都市構造、医療等の連携等）
- (3) 美しく暮らしやすい農山漁村の形成（集落機能の維持・再生等）
- (4) 地域間の交流・連携と地域への人の誘致・移動の促進（二地域居住等）
- (5) 地理的、自然的、社会的条件の厳しい地域への対応

### 第2章 産業

- (1) イノベーションを支える科学技術の充実（科学技術基盤の強化等）
- (2) 地域を支える活力ある産業・雇用の創出（魅力ある企業立地環境整備等）
- (3) 食料等の安定供給と農林水産業の展開（担い手育成・確保、輸出促進等）
- (4) 世界最先端のエネルギー需給構造の実現とその発信

### 第3章 文化及び観光

- (1) 文化が育む豊かで活力ある地域社会（新しい日本文化の創造・発信等）
- (2) 観光振興による地域の活性化（国際競争力のある観光地づくり等）

### 第4章 交通・情報通信体系

- (1) 総合的な国際交通・情報通信体系の構築（広域ブロックゲートウェイ等）
- (2) 地域間の交流・連携を促進する国土幹線交通体系の構築
- (3) 地域交通・情報通信体系の構築（ユビキタスネットワーク基盤等）

### 第5章 防災

- (1) 総合的な災害対策の推進（減災、交通・情報通信の迂回ルート等の余裕性等）
- (2) 様々な自然災害に的確に対応するための具体的な施策

### 第6章 國土資源及び海域の利用と保全

- (1) 流域圏に着目した国土管理（総合的な土砂管理等）
- (2) 安全・安心な水資源確保と利用（渇水に強い地域づくり等）
- (3) 次世代に引き継ぐ美しい森林（担い手育成・確保等）
- (4) 農用地等の利用の増進（農地の効率的利用等）
- (5) 海域の利用と保全（沿岸域の総合的管理等）
- (6) 「国土の国民的経営」に向けた施策展開

### 第7章 環境保全及び景観形成

- (1) 人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築（温暖化対策等）
- (2) 健全な生態系の維持・形成（広域的なエコロジカル・ネットワークの形成等）
- (3) 良好な景観等の保全・形成（地域の個性ある景観の形成等）

### 第8章 「新たな公」による地域づくりの実現

- (1) 「新たな公」の担い手確保とその活動環境整備（中間支援組織の育成等）
- (2) 多様な主体による国土基盤のマネジメント
- (3) 多様な民間主体の発意・活動を重視した自助努力による地域づくり

## 第3部 広域地方計画の策定・推進

### 第1章 基本的考え方

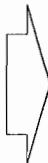
- ・広域ブロックごとの特色ある施策展開
- ・広域地方計画協議会を通じた地域の関係主体の協働
- ・北海道総合開発計画及び沖縄振興計画との連携

### 第2章 独自性のある広域地方計画の策定

- (1) 策定に当たって必要な検討事項
  - ①地域の現状分析に基づく地域特性の把握
  - ②地域の発展に向けた独自の地域戦略の立案
  - ③重点的・選択的な資源投入
- (2) 地域戦略の立案に当たっての視点
  - ①国土上の自らの位置付けと東アジアでの独自性の発現
  - ②特性を踏まえた域内の各都市・地域の連携方策
  - ③全国共通の課題に対するブロック独自の対応策
  - ④それぞれの広域ブロック固有の課題への取組

# 中国圏広域地方計画のイメージ

- 【時代の潮流変化】  
（全国画面）
- 本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進展
  - グローバル化の進展と東アジアの経済発展
  - 情報通信技術の発達
  - 安全・安心、環境や美しさ、「文化」に対する国民意識の高まり
  - ライフスタイルの多様化、「公」の役割を果たす主体の成長



## 【中国圏の現状・課題】

- (1) 全国に先行した人口減少・高齢化の進展
- (2) 扩大する東アジアとの経済交流
- (3) 圏域内での日帰り交流が困難な地域やデジタルデバイドの存在
- (4) 蓄積のあるものづくり産業と成長の乏しいサービス産業
- (5) 衰退し集落の消滅が危惧される中山間地域
- (6) 中心市街地の空洞化などが懸念される都市地域
- (7) 圏域内格差に対する脆弱さを内包する中国圏
- (8) 水害や地震等に対する脆弱さへの対応
- (9) 地球温暖化や地域の水循環等への対応
- (10) 基礎自治体の再編と生活に必要なサービスの確保
- (11) 「新たな公」を担う住民等の活動の活発化

## 【中国圏の特徴】

- (1) 東アジアや西日本における交流の歴史と地理的優位性  
中国圏は、中國大陸・朝鮮半島などに近接している地理的位置を背景に、東アジアと文化・経済に関する深い関わりを有していた。また、日本海及び瀬戸内海の海上交通並びに山陰道及び山陽道など陸上交通を使い、大陸や九州と奈良・京都・大阪などを結ぶ西日本の交通の要としての役割を担ってきた。このため中国圏には、古代出雲國など日本の歴史上、特に重要な文化が蓄積している。また、原爆ドーム、厳島神社、石見銀山遺跡という世界遺産を有している。
- (2) 欧州の中規模国に匹敵する人口・経済力  
中国圏の人口は約770万人、総生産は約29兆円（約2,700億㌦）であり、これはオーストリアやデンマーク等の欧洲の中規模国に匹敵する。また、中国圏全体の域際収支はほぼ均衡しており、圏域全体で見ると経済的自立が可能なポテンシャルを有している。
- (3) ものづくり産業の強みによる自立的発展の可能性  
中国圏は、「オシリーワン企業」や「ナンバーワン企業」が多数立地するなど、ものづくり産業が臨海部を中心集積し、移出を通じた域外からの所得獲得力は地方ブランドを有している。
- (4) 分散する様々な規模の都市と豊かな自然の共存の可能性  
中国圏は、様々な規模の都市が森林・里山等の豊かな自然と近接して分散的に存在しており、連携・交流が比較的容易な地域構造を形成している。

## 中国圏の目指すべき姿（将来像）

### ○地域の多様性を活かした交流・連携で、持続的に発展する中国圏

中国圏は、古来、大陸文化の橋渡し役を果たすなど、交流を通じて文化・産業の両面にわたり各地で様々な発展をしてきた。それらを基盤とした新たな交流・連携により、中国圏全体の持続的発展を目指す。

- 多様な地域が連携した一体感のある中国圏の形成

- 隣接圏域を含めた交流・連携による活力・魅力の向上

- 東アジアをはじめ世界に開かれた交流・連携

- 中国圏の持続的発展を支える多様な人材の育成・確保

### ○産業集積や地域資源を活かした新たな挑戦で、持続的に成長する中国圏

ものづくりを中心とした高度な産業集積や、農林水産物、伝統技術、観光資源などの幅広い地域資源を有する中国圏において、そのポテンシャルを活かし、環境問題等の対応を含めた新たな挑戦により持続的な経済成長を目指す。

- 国際競争力のある産業の振興

- 地域の活力につながる産業の振興

- 地域資源を活かした地域経済の活性化

- 地球温暖化・エネルギー問題への対応による産業の振興

### ○多彩な文化と自然を活かして、多様で豊かな生活を楽しめる中国圏

日本海や瀬戸内海、中国山地などの変化に富んだ自然の中で、中山間地域等と都市地域が一體的な生活圏を形成し、地域性に富む文化を育んできた中国圏において、多様で豊かな生活と仕事をともに楽しめる地域づくりを目指す。

- 中山間地域等と都市地域の交流・連携等による生活サービス機能の確保

- 安全・安心な国土・地域づくりの推進

- 多様な主体が連携・協働した地域づくりの推進

### 【将来像において横断的に持つべき視点】

- 地球温暖化対策の推進

- 基幹的交通・情報通信ネットワークの形成

- 都市地域と中山間地域等を総合的に捉えた地域戦略の推進

## 中国圏広域地方計画協議会構成員一覧

〈国の地方行政機関〉	警察庁中国管区警察局 総務省中国総合通信局 財務省中国財務局 厚生労働省中国四国厚生局 農林水産省中国四国農政局 林野庁近畿中国森林管理局 経済産業省中国経済産業局 経済産業省九州経済産業局 国土交通省近畿地方整備局 国土交通省中国地方整備局 国土交通省九州地方整備局 国土交通省中国運輸局 国土交通省九州運輸局 国土交通省大阪航空局 海上保安庁第六管区海上保安本部 海上保安庁第七管区海上保安本部 海上保安庁第八管区海上保安本部 環境省近畿地方環境事務所 環境省中国四国地方環境事務所
〈県〉	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
〈指定都市〉	広島市
〈市町村〉	岡山市 北九州市 総社市（全国市長会中国支部） 萩市（全国市長会中国支部） 安芸太田町（中国五県町村会連合会）
〈経済団体等〉	中国経済連合会 中国地方商工会議所連合会

## 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する 条例（仮称）案に対する意見募集について

平成21年度の岡山市の政令市移行に併せて、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証等の事務を知事から岡山市長に権限移譲する予定である。

当該事務において、NPO法人の役員の住所を証明するため住民票の写しの添付を義務付けているが、県内在住者については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報により役員の住所が確認できるため添付を不要としている。

しかし、岡山市が当該事務を行う場合、住民基本台帳法上、岡山市長には岡山市以外の住民の本人確認情報を利用する権限がないため、法人の役員が岡山市以外の住民であった場合、住民票の写しの添付が必要となり、申請者の負担が増加することとなる。

そこで、従来どおり住民票の写しの添付を省略することができるよう、岡山市長に対して県内在住者に係る本人確認情報を提供する条例を整備する必要がある。

この条例案に対して、県民から意見を募集するものである。

### 1 公表する資料

- (1) 概要
- (2) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例（仮称）案

### 2 資料の閲覧方法

- (1) 岡山県企画振興部市町村課ホームページ
- (2) 文書閲覧（県庁企画振興部市町村課、県政情報室、各県民局総務課、各支局総務室）

### 3 意見の募集期間

平成20年8月25日（月）から平成20年9月24日（水）まで（必着）

### 4 意見の提出先及び提出方法

- (1) 提出先 岡山県企画振興部市町村課行政班
- (2) 提出方法 郵送、FAX、電子メール

### 5 その他

募集の結果は、県の考え方等を添えて公表する。  
なお、個々の意見に対して直接回答はしない。

(パブリック・コメント案文)

## 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する 条例（仮称）案に対する意見募集について

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の本人確認情報を行政機関に提供することで、住民が各種申請をする際に住民票の写しの添付を省略できるなど、住民サービスの向上や行政の効率化に資するため運用しています。

この本人確認情報の利用は、個人情報保護のため、法令等により特定された者が特定された事務を行う場合に限定されています。

この度、平成21年度の岡山市の政令市移行に併せて、特定非営利活動促進法に基づくN P O 法人の認証等の事務を知事から岡山市長に権限移譲するに当たり、従来どおり住民が各種申請の際に住民票の写しの添付を省略できるよう、岡山市長に対して本人確認情報を提供する条例を整備することを検討しています。

つきましては、この条例案に対する県民の皆様からの御意見を募集します。

### 1 公表する資料

#### （1）概要

#### （2）住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例（仮称）案

### 2 資料の閲覧方法

#### （1）岡山県企画振興部市町村課ホームページ

#### （2）文書閲覧（県庁企画振興部市町村課、県政情報室、各県民局総務課、各支局総務室）

### 3 意見の募集期間

平成20年8月25日（月）から平成20年9月24日（水）まで（必着）

### 4 意見の提出先及び提出方法

#### （1）提出先 岡山県企画振興部市町村課行政班

#### （2）提出方法

・郵送 （あて先 〒700-8570 岡山市内山下二丁目4番6号）

・F A X （F A X番号 086-221-5394）

・電子メール（メールアドレス juki@pref.okayama.lg.jp）

#### （3）その他

・様式は任意ですが、氏名、住所（市町村名のみで可）、電話番号、性別、年齢を明記してください。

・募集結果の公表の際には、氏名及び電話番号は公表しません。いただいた個人情報は、このパブリックコメントの目的以外には使用しません。

### 5 その他

いただいた御意見は、十分に検討し、これに対する県の考え方等を公表します。なお、個々の御意見に対して直接回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

## 概要

### 1 趣旨

平成21年度の岡山市の政令市移行に併せて、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証等の事務を知事から岡山市長に権限移譲する予定である。

当該事務において、NPO法人の役員の住所を証明するため住民票の写しの添付を義務付けているが、県内在住者については、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報により役員の住所が確認できるため添付を不要としている。

しかし、岡山市が当該事務を行う場合、住民基本台帳法上、岡山市長には岡山市以外の住民の本人確認情報を利用する権限がないため、法人の役員が岡山市以外の住民であった場合、住民票の写しの添付が必要となり、申請者の負担が増加することとなる。

そこで、従来どおり住民票の写しの添付を省略することができるよう、岡山市長に対して県内在住者に係る本人確認情報を提供する条例を整備する必要がある。

### 2 本人確認情報の提供を受ける執行機関及び事務

(1) 執行機関 岡山市長

- (2) 事務
- ①NPO法人の設立の認証の申請
  - ②NPO法人の役員の新規就任及び変更の届出
  - ③NPO法人の合併の認証の申請

### 3 提供方法

住民基本台帳ネットワークシステムによる。

### 4 県の責務

本人確認情報の提供及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる。

### 5 提供の状況の公表

毎年度、岡山市長への提供の状況を取りまとめ、その概要を公表する。

### 6 提供を開始する時期

平成21年4月1日

# 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供に関する条例（仮称）案

## （趣旨）

第一条 この条例は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

## （県の責務）

第二条 県は、本人確認情報の提供及び保護に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

## （本人確認情報を提供する区域内の市町村の執行機関及び提供に係る事務）

第三条 法第三十条の七第四項第二号に規定する条例で定める県の区域内の市町村の執行機関（以下「区域内の市町村の執行機関」という。）は岡山市長とし、同号の条例で定める事務は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に基づく同法第十条第一項の認証、同法第二十三条第二項の届出又は同法第三十四条第三項の認証に関する事務であって規則で定めるものとする。

## （区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供の方法）

第四条 知事が行う法第三十条の七第四項の規定による同条第三項に規定する保存期間に係る本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町村の執行機関への提供（同条第四項第二号に掲げる場合における提供に限る。）は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から電気通信回線を通じて区域内の市町村の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

## （提供の状況の公表）

第五条 知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の区域内の市町村の執行機関への提供の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

## （規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。